

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	令和4年9月26日、午後4時10分頃、君津市東栗倉118番4地先で発生した物損事故。 本市所有の小型貨物車が後退した際に、相手方所有の郵便差出箱に接触し、損害を与えたもの。
和解の相手方	日本郵便株式会社 木更津郵便局長 松崎 寛
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、47,300円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	令和4年10月28日

令和4年11月11日提出

君津市長 石井宏子